

ヤングケアラーの実態と支援
ヤングケアラー自身の体験

イントロダクション

第9回Webセミナー
阿見町子ども・子育て会議
藤岡 寛

ヤングケアラー支援の政策と課題

- ヤングケアラーとは・・・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（18歳未満）
- 割合：4～6%（17人に1人）（三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2020; 日本総合研究所, 2021）
- 主なケア内容：食事の準備や掃除や洗濯といった家事、見守り、きょうだいの世話、感情面のサポートなど
- 影響：学業面（学業不振）、就職面（就職先の限局化・自己肯定感が低い）、社会面（友人とコミュニケーションをとる機会がない）

ヤングケアラー支援の政策と課題

- ヤングケアラー自身にとっては（それぞれの家庭規範に基づけば）「ふつう」のこと
→子どもからSOSを発信することは難しい。
- 周囲が気づく必要がある（身なり、持ち物、授業や校外活動、課外活動での様子）。

ヤングケアラー支援の政策と課題

ヤングケアラー支援の政策策定に向けた動き

- 2015年 日本ケアラー連盟・ヤングケアラープロジェクトが南魚沼市にてヤングケアラー調査を実施。
- コロナ禍（2020年～）による学校の休校（＝子どもの居場所・給食・活動がなくなる）により、ヤングケアラーが注目されるようになった。
- 2020年 埼玉県が全国初のケアラー支援条例を制定。その後、他県・自治体にて類似の条例制定が相次ぐ。
- 2021年 厚労省および文科省「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」がヤングケアラーの実態調査結果を公表。

ヤングケアラー支援の政策と課題

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」(2021年5月17日厚労省資料)

多機関・多職種の連携がポイント！

ヤングケアラー支援の政策と課題

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

ヤングケアラー本人およびその家族を中心に、多機関・多職種で彼らを支える。

ヤングケアラー支援の政策と課題

課題

- 家族規範、家族のプライバシーに関わるところ。
- 支援にあたっては、ケアラー当人と家族への説明や意思確認に配慮を必要とする。

ヤングケアラー支援の政策と課題

「阿見町子ども・子育て会議」

子ども・子育て関連3法に基づき、阿見町における子ども・子育て支援に関する事業計画の策定、サービス施行状況の調査を行う機関

- 現在「第2期阿見町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）が施行中。
- 次期計画において、ヤングケアラーに関する計画を策定予定。

貧困や虐待等の多重課題

ヤングケアラーの家庭背景として、懸念されるのが貧困や虐待に関すること

“家族員の病気や障害に伴い、子どもが家族員のケアを担う”

→問題は家族員の病気・障害なのか？病気・障害のある家族員のケアを子どもが担うというケア構造に問題はないのか？

貧困や虐待が潜んでいる場合も・・・！

- ヤングケアラーのうち、40%がひとり親世帯(ヤングケアラープロジェクト, 2017)、30%が生活保護世帯で半数が虐待（ネグレクト）(三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2019)

貧困や虐待等の多重課題

- 貧困の責任について家族が標的にされがち。貧困は社会的な不平等であり、家族は適切なサポートを必要とする存在ととらえなおす必要性がある（松崎, 2020）。
- 貧困と虐待には高い相関がある。

貧困や虐待等の多重課題

- 児童虐待の種類：身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待
- ネグレクト：「怠慢・無視」すなわち、親が子どもに対して適切なケアを行わないこと
- ヤングケアラーは被虐待児？
- 通常の虐待と違って、家族規範・社会規範からみてポジティブに捉えられてしまうことがある。
(例：「親の手伝いをしている偉い。」)

第3者（Bystander）への啓発

- 当事者や支援者だけでなく、社会全体からヤングケアラーの問題に向き合う必要がある。
 - Bystander：第3者、傍観者、見物人
 - そういうことが起こっているとなんとなく聞いていた、知っていたのに、なにもしなかった。「見て見ぬふり」
- 性暴力被害の文脈で昨今、問題になっている。

第3者（Bystander）への啓発

- ヤングケアラーは、性暴力被害より啓発が難しいかもしれない。
- ポジティブに「見て見ぬふり」になってしまう恐れがある。
- このセミナーが、当事者・支援者である皆さんだけでなく、皆さんを介して、第3者へ働きかける機会になりますように。